

- ・「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」、「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」及び地方独立行政法人会計基準について、第2回研究会の審議を踏まえた修正を行い、修正案を提示するもの。
- ・「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」について、改訂案を提示するもの。

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1. 「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の策定    |
| 2. 「地方独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の策定    |
| 3. 地方独立行政法人会計基準の改訂                 |
| 4. 「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂 |

項目	概要	地方独立行政法人			国独法	国立大
		一般型	公立大学	公営企業型		
①行政コスト計算書の創設	従来の「行政サービス実施コスト計算書」に代えて、当該法人のフルコスト情報の提供源として、「行政コスト計算書」を作成することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	—	○ (R4事業年度予定)	○ (H31事業年度)	—
②純資産変動計算書の創設	一会計期間に属する法人の純資産の変動のうち、行政コスト計算書及び損益計算書に反映されない項目(ex: 特定資産の処分に伴う資本剰余金の増減、追加出資等)が存在すること等を踏まえ、「純資産変動計算書」を作成することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (H31事業年度)	○ (R4事業年度)
③見返資産の創設	負債に計上する退職給付債務及び賞与債務について、中期計画等の中で財源措置されることが明らかにされているものについては、「退職給付引当金見返」及び「賞与引当金見返」として資産に計上することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	—	△ (R4事業年度予定)	○ (H31事業年度)	—
④連結純資産変動計算書の創設	「連結剰余金計算書」に代えて、連結剰余金も含まれた計算書である「連結純資産変動計算書」を作成することとしたもの。(純資産に分類される利益剰余金に加え、資本金及び資本剰余金等の変動額についても記載することとしたもの。)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R2事業年度)	○ (R4事業年度)
⑤- i 収益認識	「地方独立行政法人がサービスの提供等により得た収入(売上)」を財務諸表へ計上するタイミングについて、新たなルールを定めたもの。(従前、現金等を受け取った時点で計上していたが、契約内容の把握等一定のステップを満たした時点で計上することとなったもの。)	○ (R6事業年度予定)	○ (R6事業年度予定)	○ (R6事業年度予定)	○ (R5事業年度)	○ (R5事業年度)
⑤- ii 時価の算定	金融商品の時価を、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格と定義したもの。	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度)	○ (R4事業年度)
⑤- iii 会計上の見積りの開示	翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目(ex: 固定資産の減損等)による収益の見積りについて、利害関係者の理解に資する情報を開示することとしたもの。	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R4事業年度予定)	○ (R3事業年度)	○ (R3事業年度)
⑥地方独立行政法人法の改正に伴う改訂	試験研究地方独立行政法人による成果活用事業者等への出資等が可能とされたため、出資や株式配当に関する会計処理が必要となる法人として、試験研究地方独立行政法人を追加するもの。	○ (R4事業年度予定)	—	—	—	—
⑦資産見返負債の廃止	現行の地方独立行政法人会計基準においては、損益均衡を目的として、運営費交付金、寄附金、補助金等を財源に固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に合わせて収益化するが、公立大学法人においては、資産見返負債の処理を廃止し、運営費交付金や寄附金で固定資産を取得した場合は、直ちに収益化するという処理に改訂したもの。	—	○ (R4事業年度予定)	—	—	○ (R4事業年度)